

令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

施策名: 生活安全
 施策番号: 12 - 01

1 基本情報

施策名	12 生活安全	展開方向	01 地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
主担当局	危機管理安全局		

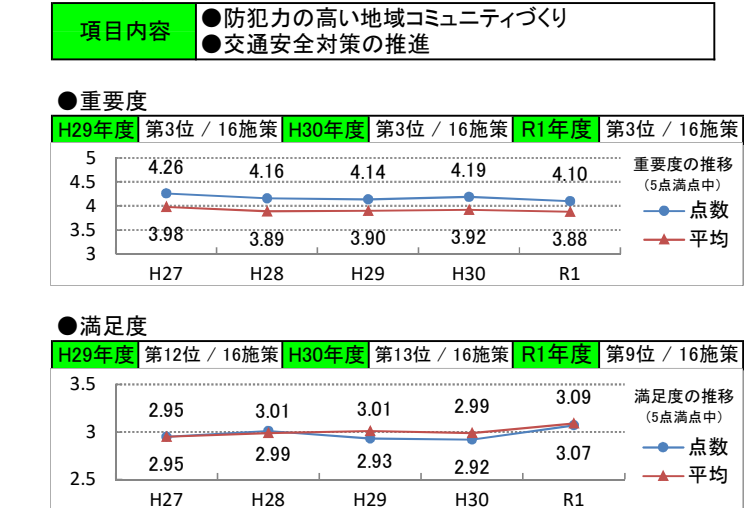
2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値						進捗率 (R1)	
				H25	H26	H27	H28	H29	H30		R1
A 尼崎市の交通安全、治安等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	80.0	%	—	—	—	53.8	56.2	60.8	59.7	74.6%
B 市内の街頭犯罪認知件数	↓	3,643	件	6,359	5,721	5,073	4,280	3,962	3,152	2,806 速報値	100%
C 市内のひったくり認知件数	↓	0	件	175	150	71	42	59	16	38 速報値	—
D 市内の自転車盗難認知件数	↓	1,661	件	2,993	2,757	2,471	2,256	2,193	1,729	1,503 速報値	100%
E 市内の自転車関連事故認知件数	↓	608	件	1,043	1,009	896	825	840	924	785	77.5%

3 主要事業一覧

令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	街頭犯罪防止等事業
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	交通安全推進事業
2	街頭犯罪防止事業
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■防犯力の高い地域コミュニティづくり
【防犯力の高い地域コミュニティづくり】	(目的)職員による青色防犯パトロール、可動式防犯カメラの設置運用、地域団体への防犯カメラ設置補助、ウォーキングパトロール隊の運用等を引き続き実施することにより、安全で安心な地域社会の実現を図る。また、本市の街頭犯罪認知件数の約半数を占める自転車盗難被害の対策についても継続して取り組み、本市の街頭犯罪等のさらなる減少につなげる。 (成果)①「防犯カメラ設置中」であることを示すステッカーを、店舗だけでなく、市内小学校・特別支援学校の校門に設置された防犯カメラ付近にも掲示するなど、令和2年3月末時点で協力店舗を含め合計437箇所に掲示している。また、防犯カメラを設置する地域団体等(24団体)に補助を行ったことで、累計155台の防犯カメラが地域によって設置されるなど、地域の防犯力の向上に寄与した。(目標指標A・B) ②ドライブレコーダーを搭載していることを示すステッカーを車両に貼付し、事件・事故等で警察が録画された映像を必要とする際に提供する「ドラレコ見守り協力者」を募集した。(令和2年3月末時点で280枚配布)(目標指標A・B) ③令和元年のひったくり認知件数は38件(速報値)となり、前年と比べ増加したが、昨年に続き低い認知件数で推移しており、職員による土日祝日・昼夜を問わない青色防犯パトロールや可動式防犯カメラの設置運用などの取組効果が出たと考えられる。(目標指標C) ④警報機付きロックを装備したダミー自転車を活用した自転車盗難防止策を、前年度に引き続き地域団体の主導により実施するとともに、市内大型商業施設や駅前民間駐輪場において実施するなど、地域・事業者と連携した取組を進めた結果、令和元年の自転車盗難認知件数は1,729件から1,503件(速報値)となり(約13%減)、平成以降31年間で最少の件数となった。(目標指標D) ⑤暴力団排除活動支援基金を活用し、地域住民による組事務所使用差止仮処分申請(市内2例目)の訴訟費用等を支援した。(目標指標A)(課題)①～④街頭犯罪防止等事業は、市内の街頭犯罪認知件数を半減させるなど大きな成果を上げてきたが、今後、さらなる成果を上げるためには、ひったくりや自転車盗難等の防止に加え、その他の犯罪等についても時勢に応じて対応していく必要があり、これまで培ってきたノウハウを活かし、より高度で効果的な対策を検討する。 ①～④新型コロナウイルス感染症対策に伴う不要不急の外出自粛や休業の要請が呼びかけられた際、店舗等の休業を狙った空き巣等の犯罪が予想されることから、被害の未然防止に向けて取組を実施する必要がある。 ⑤特定抗争指定暴力団の警戒区域に全市域が指定されている中、引き続き警察や関係機関と情報共有を図りながら警戒を行っていく必要がある。
行政が取り組んでいくこと	■交通安全対策の推進
【交通安全対策の推進】	(目的)幼児、児童や高齢者向けの交通安全教室等を開催し、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図るとともに、交通安全運動を通じ、交通安全意識の向上と交通事故の防止を図る。 (成果)⑥自転車関連事故マップ(事故マップ)の情報に基づき「竹谷小学校区」を自転車関連事故対策の重点地区に選定し、特に事故の多い交差点で一時停止などを促す手持ち看板を掲げるなど、より効果的な自転車適正利用指導や公用車による音声啓発パトロールの強化を図った。これらの取組を警察等とも連携して進めた結果、同小学校区での自転車関連事故件数は前年の45件から24件となり(約47%減)、市内全域の自転車関連事故件数も924件から785件まで減少し(約15%減)、平成以降31年間で最少の件数となった。(目標指標A・E) ⑦小学校の自転車教室において、児童の理解を深め交通安全意識を高めることを目的に、事故マップを活用し事故の原因や注意事項を自ら考えてもらうグループワークを実施し、事故多発箇所の現地写真を用いて説明した。(目標指標A・E) ⑧竹谷小学校区(重点地区)の中でも特に事故が多発する交差点に「自転車とまれマーク」を設置したところ、自転車の一時停止又は徐行する割合が8%増加した。(目標指標E) ⑨JR尼崎駅直下にある中川地下道は、同地下道の出入口に警察が交通標識を設置したことにより、原則自転車で乗車したまま通行ができない「歩道」となったことから、一定の解決が図れた。(目標指標A) ⑩自転車の交通ルール・マナー習熟度テストを実施した学校(市内小・中学校61校中53校)に再テストの実施を依頼し、52校(前年比6校増)で実施した。また、最低限守るべき自転車のルールやマナーを記載した自転車ルールブックを作成し、テスト結果と共に配布することで、児童生徒の交通安全意識の定着を図った。(目標指標E) ⑪高齢者の自転車での単独事故が多発していた交差点の凹みや亀裂の舗装を行い、事故の防止を図った。(目標指標A) ⑫未就学児の移動経路や通学路における交通安全対策について、市内の保育所等と危険箇所の緊急点検を実施し、安全対策の要望があった94件のうち27件について対策が完了した。 (課題)⑥竹谷小学校区における集中的な取組により一定の成果が得られたことから、そのノウハウを活かし、別の地域へ展開していく必要がある。また、今後、重点地区に選定した地域において地域住民の方にも市の取組に参加してもらうなどして取組の効果を維持させていく手法を検討する必要がある。 ⑬平成28年以降増加傾向だった交通事故による高齢者の傷者数は令和元年に383人(前年比85人減)であった一方で、同年の交通事故による高齢者の死者数は7人(前年比5人増)であったことから、高齢者の事故防止に向けた取組を強化する必要がある。 ⑭保育所周辺や小学校区単位など、エリア的な対策に必要な教育関連部署、警察などと連携が課題である。

6 評価結果

・市内の街頭犯罪認知件数や、その半数以上を占める自転車盗難認知件数は、市民・事業者と連携した取組等により、着実に減少している。

・これら成果について、さらなる街頭犯罪の防止や、協力者のモチベーション維持、本市のイメージ向上につなげる必要があるため、これまでの取組の効果を他都市との比較を含めて分析し、PRに取り組む。

・自転車関連事故の削減に向けては、危険箇所の整備や重点地区における啓発など、引き続きハードとソフト両面からの対策に取り組む必要がある。

令和2年度の取組

【防犯力の高い地域コミュニティづくり】

①～④ウォーキングパトロール隊やドラレコ見守り協力者など、市民等の協力を得て実施している複数の見守り事業を統合し、包括的に運用することで、事業自体の戦略性・効果性を高める。また、複数ある事業を統合することにより、それぞれの事業をわかりやすくし、複数の事業への市民等の積極的な参加を促し、さらなる防犯力の向上を図る。
①～④街頭犯罪認知件数が3,000件を下回り、街頭犯罪防止等事業の対策が新たな段階に入ったとの認識のもと、これまで培ってきたプロファイリング手法を活用し、さらなる犯罪抑止を図るため、高度で効果的な取組手法の検討を行う。
①～④新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、駅前繁華街を中心に、県の対処方針に基づく不要不急の外出自粛を促す呼びかけを行うとともに、店舗空き巣等への対策として、警察との夜間合同パトロールを適宜実施する。
⑤市内の特定抗争指定暴力団ならびに指定暴力団に関して、引き続き警察や関係機関と情報共有を図りながら警戒を行っていくとともに、地域団体等への暴力団排除活動の支援を行っていく。

【交通安全対策の推進】

⑥竹谷小学校区に続き、生活道路における自転車対自動車事故が多発している園田小学校区を、新たな重点地区として選定し、これまでの取組で得た知見を活用し、自転車関連事故対策を講じていくとともに、特に効果のあった交差点での一時停止や安全確認を促す手持ち看板による啓発については、住民の方にも参加してもらえるように働きかけを行い、地域に広げることによって効果を維持する仕組みづくりを進める。
⑪高齢者向けの交通安全教室については、老人クラブ等にも積極的な参加を呼びかけるなど、高齢者の事故防止に向けた取組を進める。
⑫緊急点検に基づき、教育関連部署、警察などと連携を取り、未就学児の移動経路の安全対策を実施する。

主要事業の提案につながる項目

【防犯力の高い地域コミュニティづくり】

①～④さらなる犯罪抑止のための、高度で効果的な取組手法の検討結果を踏まえ、本格的な取組を進めていく。
①～④街頭犯罪防止等事業は、街頭犯罪認知件数が3,000件を下回るなど一定成果をあげているが、さらなる安心安全なまちを目指すため、時勢に応じて注力する事業の見直しを行い、創意工夫を凝らした施策に取り組んでいく。

令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

施策名: 生活安全
 施策番号: 12 - 02

1 基本情報

施策名	12 生活安全	展開方向	02 市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。
主担当局	危機管理安全局		

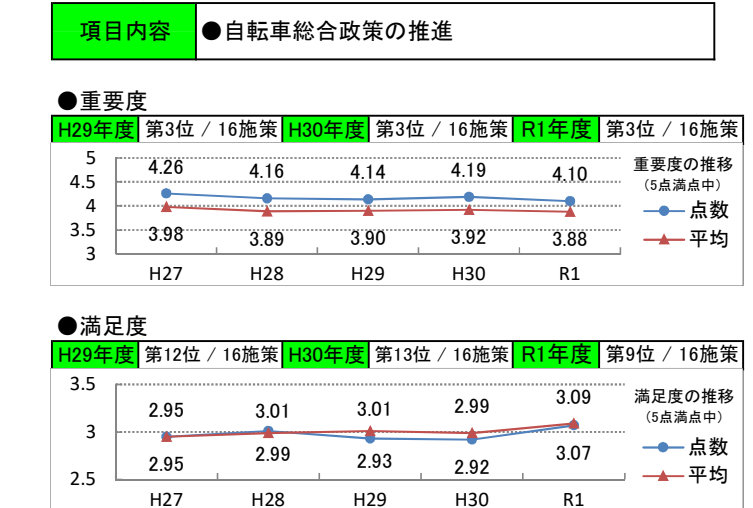
2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値							進捗率 (R1)	
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		R2~R4
A 尼崎市で安全・安心・快適に自転車を利用できていると感じている市民の割合	↑	60.7	%	—	—	—	40.7	38.2	41.2	38.1		62.8%
B 市内全駅の駅前の放置自転車台数	↓	117	台	3,086	2,045	1,169	570	319	257	158		74.1%
C 市内の自転車盗難認知件数	↓	1,661	件	2,993	2,757	2,471	2,256	2,193	1,729	1,503 速報値		100%
D 市内の自転車関連事故認知件数	↓	608	件	1,043	1,009	896	825	840	924	785		77.5%
E												

3 主要事業一覧

令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	借地駐輪場用地の見直し
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	自転車のまちづくり推進事業
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)	総合戦略	⑤・⑥
<p>行政が取り組んでいくこと ■自転車総合政策の推進</p> <p>【自転車総合政策の推進】</p> <p>(目的)自転車利用に適した都市としての特性を、まちの強みと位置付け、環境や健康面等における自転車の持つメリットを最大限に活用したまちづくりを推進し、本市における自転車の位置づけを都市課題から都市魅力へと転換する。</p> <p>(成果)①自転車関連事故対策として、同対策重点地区(竹谷小学校区)において、より効果的な自転車適正利用指導などを実施するとともに、自転車とまれマークの設置(竹谷小学校区)、自転車教室におけるグループワーク(小学校)や習熟度テスト(小・中学校)などの各種取組を進めた結果、市内全域の自転車関連事故件数は、対前年比約15%減少した。(目標指標D)</p> <p>②自転車盗難対策として、前年に引き続き、警報機付きロックを装備したダミー自転車の活用を、地域団体や事業者(市内大型商業施設や駅前駐輪場)と連携して進めた結果、市内全域の自転車盗難認知件数は、対前年比約13%減少した。(目標指標C)</p> <p>③JR塚口、JR猪名寺、阪神武庫川、阪神尼崎センタープール前、阪神大物、阪神杭瀬駅にあるバリケード等をサインキューブへ順次置き換え、4箇年で市内13駅のサインキューブの設置が完了した。(目標指標B)</p> <p>④商業施設改装に伴う駐輪場不足を防止するため、商業施設及び共同住宅における駐輪場附属義務の条例施行規則を改正し、令和元年5月1日に施行した。(目標指標B)</p> <p>⑤令和元年6月と令和2年2月に土曜日の放置自転車撤去を試行的に実施し、平日と比較し大きな差がないことを確認した。また、駐輪場の利用動向を踏まえ、定期利用スペースを一時利用の受入れ場所とし、駐輪場の利用促進に努め、放置自転車の減少に向けて取り組んだ。</p> <p>⑥市内全駅の駅前の放置自転車台数について、当初目標の285台を達成したため、令和元年度の実績から約30%減となる新たな目標を設定した。(目標指標B)</p> <p>⑦コミュニティサイクルに関しては、利用が増加傾向にあり、本市域における継続実施を見据え、南北移動の利便性の向上に資すること、尼っ子リンリンロードなど南部臨海地域の新たな魅力の発見の手段となりうることの2点を実証するため、前年度に引き続き兵庫県と共催で実証実験を実施した。(目標指標A)</p> <p>⑧尼崎市自転車ネットワーク整備方針に基づき、自転車の通行位置を案内する表示(矢羽根)及びピクトグラムの整備を行った。(整備済み延長約17.5km(約21%))。(目標指標A)</p> <p>⑨まちの魅力創造(健康増進、環境負荷低減、観光振興など)への自転車活用に関する情報や、自転車課題(事故、盗難、放置など)の解決に向けた取組の情報をワンストップで取得できる、尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」及び同Twitterを活用し、最新情報の発信を行った。また、同サイトに新たなコンテンツを追加し、自転車のまちづくりの周知を図った。(目標指標A)</p> <p>⑩尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づき「自転車のまちづくり」に協力している「グッと!ニっ子リンリンサポーター」の活動を周知するなど、行政以外の取組の担い手と連携を行った。(目標指標A)</p> <p>(課題)①~⑩「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(平成30年3月策定)について、放置自転車等の課題解決が進んでいることから、次のステップとして、自転車の活用に向けた内容への改定を行うとともに、自転車活用推進法において市町村版自転車活用推進計画を策定することが努力義務とされているため、同法に基づく国や県の自転車活用推進計画の市町村版として位置付ける必要がある。</p> <p>①自転車関連事故認知件数は減少したものの、取組の効果を維持していくために、効果があった取組を別の地域へ展開していくとともに、地域住民の方の参加を促す手法を検討する必要がある。</p> <p>②土曜日の撤去の結果、放置自転車が平日と比較し、差がないことが確認できたが、平日を含めた夜間の繁華街の放置自転車については、日中に比べ多い傾向にあるため対策が必要である。</p> <p>③実験の実施主体である兵庫県及び本市が提供している公共用地等のポートについては、実験終了後は民間事業者自らが直接設置することが難しく、仮にこれら公共用地等のポートがすべてなくなった場合、市内のポート数がおおよそ半分となり、利用者にとって影響が大きい。</p> <p>④自転車ネットワーク整備方針における未整備路線については、着実な自転車走行空間整備に向けて警察等の関係機関と協議・調整する必要がある。</p> <p>⑤ポータルサイトのうち、市民等による意見投稿機能の利用が少ないため、情報収集ツールとしてより活用できるよう、認知度を高める運用方法を検討する必要がある。</p> <p>⑥サポーターについて、より多くの市民、事業者などに参加してもらえるよう、積極的に活動を広く周知する必要がある。</p>		

6 評価結果

令和2年度取組
<p>【自転車総合政策の推進】</p> <p>①~⑩引き続き、課題(自転車関連事故等)の解決を推進するとともに、魅力面(地域経済活性化面等への活用)での取組を進めていく。</p> <p>①~⑩「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」について、放置自転車等の課題解決が進んでいることから、自転車の活用に向けた内容へと改定し、併せて市町村版自転車活用推進計画として位置付ける改定を行う。</p> <p>①園田小学校区を新たな重点地区として選定し、自転車適正利用指導などこれまでの取組をさらに強化していくとともに、地域住民の方にも参加を働きかけるなど、取組の効果を維持していく仕組み作りを進める。</p> <p>⑤夜間の繁華街の放置自転車は店舗利用者の一時的な駐輪が多いことが想定されるため、店舗への啓発指導や協力要請を行うことで夜間についても放置できない環境作りを進める。</p> <p>⑦令和元年度末で終了したコミュニティサイクル実証実験について、結果を検証し、令和3年度以降の行政による支援のあり方等をあらためて検討する。ただし、利用者が増加傾向にあることから、検証を行う令和2年度中は、現在のコミュニティサイクルが可能な限り現状維持できるよう、必要な措置を講じることとする。</p> <p>⑧昨年度に引き続き、自転車の通行位置を案内する表示(矢羽根)の整備を進める。</p> <p>⑨ポータルサイトについて、定期的な情報発信を引き続き実施するとともに、市民等が意見や感想を投稿しやすいよう、同Twitterによる誘引を強化するなど、双方向的なサイトにしていく。</p> <p>⑩引き続きサポーターの活動を周知するとともに、新たなサポーターの応募に資するような周知を行う。</p> <p>⑪緊急事態宣言発令に伴う学校の休校措置等により、駐輪場を利用することがなくなった期間を含む定期券について利用期間の振替を実施する。</p>
<p>主要事業の提案につながる項目</p> <p>【自転車総合政策の推進】</p> <p>⑦コミュニティサイクル実証実験の結果、令和3年度以降も継続していく場合、利便性を維持していくため、公共用地等の活用などの支援を検討する。</p> <p>【業務執行体制の見直し】</p> <p>市職員の対応業務のうち、放置自転車撤去業務の撤去すべき放置自転車等の特定と、自転車等保管所業務の返還料の徴収及び収納業務において、令和3年度から外部委託の実施を検討する。</p>

・駅前の放置自転車は、駐輪場の空きスペースの有効利用など包括的な対策等により、当初の目標よりも大幅に削減できた。

・今後も、夜間の店舗利用者の一時的な放置への対策を実施するなど、引き続き放置自転車の減少に向けた取組を進める。

・コミュニティサイクルについては、実証実験の検証結果を踏まえつつ、自転車活用による観光や環境へのメリットも含めて、今後の効果的な運用方法について検討する必要がある。

令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

施策名: 生活安全
 施策番号: 12 - 03

1 基本情報

施策名	12 生活安全	展開方向	03 消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組めます。
主担当局	危機管理安全局		

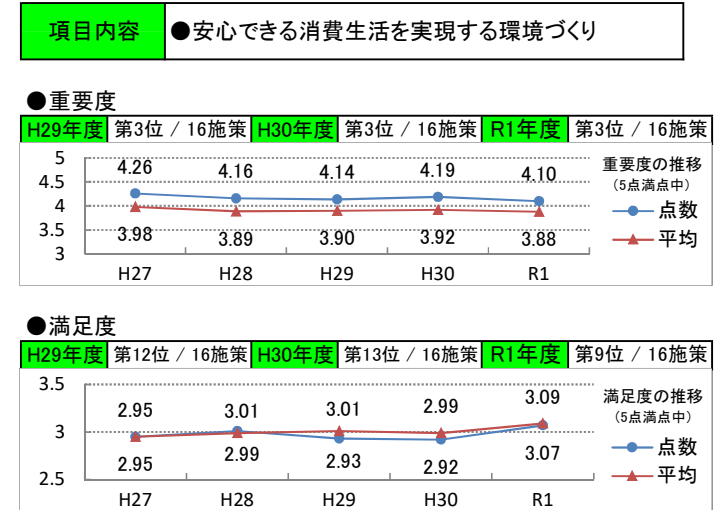
2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値							進捗率 (R1)	
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		R2~R4
A 尼崎市の消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	90.0	%	—	—	—	82.7	80.2	86.0	86.5		96.1%
B 消費生活相談件数	↓	2,768	件	3,392	3,494	3,427	3,164	3,036	3,418	3,364		82.3%
C 市内の特殊詐欺認知件数	↓	98	件	—	—	—	37	85	121	48 速報値		100%
D												
E												

3 主要事業一覧

令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■安心できる消費生活を実現する環境づくり
総合戦略	—
【消費生活情報の発信等】	
(目的)悪質商法やインターネットを介した詐欺、架空請求など、消費者被害が複雑化するなかには、消費者被害の未然防止や被害者の救済のための消費生活相談を実施するだけでなく、消費生活問題について、市民自らが知識と意識を持った賢い消費者となることで、消費者被害に遭わないよう備える必要があり、そのための支援策についても推進していく。また、高齢者を中心に被害が発生している還付金詐欺などの特殊詐欺についても、関係機関等と連携し、被害の未然防止を図る。	
(成果)①高齢者の被害が増加傾向にあった還付金詐欺などの特殊詐欺対策として、関係機関と連携し、自動通話録音機の貸出や受話器への啓発手形POPの設置など、各種取組を実施したことなどにより、令和元年の特殊詐欺認知件数は48件(前年比73件減)と大幅に減少した。(目標指標C)	
②県の消費者行政推進事業費補助金を活用して、くらしのトラブル防止セミナーやエシカルフェスティバル等を実施し、被害の未然防止、人や社会・環境に配慮した倫理的消費の意識醸成を図った。(目標指標A・B)	
③若年層の消費者被害の防止のため、小・中学生向けの啓発チラシを作成し、児童生徒に配布した。(目標指標A・B)	
④新型コロナウイルス感染症に関連したデマによる、生活用品等の買い占め行為に対し、落ち着いた消費行動の呼びかけを行った。(目標指標A)	
(課題)①高齢者を対象とした特殊詐欺の被害が本市では減少に転じたところであるが、引き続き関係機関との更なる連携を図り、被害未然防止に向けて情報の共有化と意識啓発に取り組む必要がある。	
②倫理的消費の普及・促進については、SDGs達成の取組の一環として、食品ロスの削減に取り組む必要がある。	
③多岐にわたる消費者トラブルが発生している中、成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月に施行されることに伴い、親権者の同意がなく契約などの法律行為が可能になることから、社会経験の少ない若年層を対象とした消費者教育を教育機関等と連携しながら推進し、若年層の消費者被害を未然に防止する必要がある。	
④新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺などの事案が発生していることから、被害の未然防止に向け、新たに取り組む必要がある。	
【適正な計量の実施の確保】	
(目的)適正な計量の実施を確保することにより、消費者が商取引上の不利益を被らず、適正な商取引の安全の確保を行う。	
(成果)⑤適正な計量の実施を確保するため、計量法第20条に規定する指定定期検査機関として「一般社団法人兵庫県計量協会」を指定し、同法第19条に規定する定期検査及び特定計量器の使用、管理等の指導を委託している。(定期検査実績件数:検査戸数446、検査器数1,364、合格数1,351、合格率99%)また、同法第148条による市内計量器の使用者への立入検査・指導を適宜実施した。(立入検査実績件数:検査戸数9、検査件数・器数237)	

6 評価結果

・消費生活相談については、業務直営化の機を捉え、新型コロナウイルス感染症に関する詐欺被害の未然防止等の時宜に応じた効果的な啓発や、関係部局との連携・情報共有による迅速な相談対応を実施するなど、さらなる支援の強化に向けた取組を進める。

令和2年度の取組	
【消費生活情報の発信等】	①～④令和2年4月1日から相談業務及び啓発業務を直営化することにより、その時々相談の多い内容についての啓発等を効率よく実施するとともに、関係部局や関係機関との連携・情報共有を図り、相談体制を強化する。
	①引き続き、特殊詐欺や悪質商法被害の未然防止に向けた対策を、関係機関と連携を図りながら実施するとともに、相談員の直営化に伴い、より一層機動的かつ能動的な消費者相談の検討を行う。
	②食品ロスの削減に向け、啓発パンフレットの配布を行うなど、倫理的消費の普及・促進に向けた取組を推進する。
	③教育機関等と連携し、成年としての消費行動の心構えや契約の重要性など、若年層向けの講座や啓発等を実施することで、若年層の消費者被害の未然防止を図る。
	④新型コロナウイルス感染症対策として国が実施する施策に便乗し、マスクの送り付け商法や、特別定額給付金詐欺などが発生していることから、市民に対し適宜、広報や消費生活相談を行うことで被害の未然防止を図る。
【適正な計量の実施の確保】	⑤引き続き特定計量器の定期検査及び食肉・惣菜など販売店等の事業所への量目立入検査を行うことにより、適正計量の実施・確保に努める。
主要事業の提案につながる項目	